

電子的診療情報連携体制整備加算に係る院内掲示

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療を提供するため、以下の取り組みを行っております。

- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を、診察室等において医師等が閲覧または活用できる体制を有しています。
- マイナ保険証の利用促進のため、お声かけやポスター掲示等を行っております。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した診療報酬明細書を、患者さまへ無料で交付しております。

当院は、医療 DX の推進に伴い、下記の加算を算定しております。

加算項目	点数
電子的診療情報連携体制整備加算 3 (初診時・月 1 回)	4 点
電子的診療情報連携体制整備加算 (再診時・月 1 回)	2 点
電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院基本料等加算・入院初日)	80 点

令和 8 年 6 月 1 日
TAOKA こころの医療センター